平成２１年（フ）第１８４１号
堺市中区新家町17番地23
債務者　田中　良子（旧姓松井・吉村）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８５３号
堺市西区浜寺南町３丁８番地16　サウスパーク浜寺101号、前住所大阪府柏原市今町１丁目６番27―302号
債務者　蟹田　高弘
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８６４号
堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁８番５号
債務者　居町　純子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８７１号
大阪府富田林市梅の里４丁目11番19号、前住所大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目９番３号
債務者　濱田　正之
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９０６号
堺市東区日置荘西町３丁９番12―101号
債務者　永田　光雄
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６８号
大阪府松原市上田７丁目７番８号、前住所大阪府松原市立部１丁目157番地の13
債務者　福本　明代
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
北海道檜山郡江差町字陣屋町308番地の21
債務者　松田　和美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第１号
北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国６番地の１
債務者　木曽　秀子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第１号
盛岡市みたけ３丁目25番５号　城北住宅５―24号、旧住所盛岡市みたけ３丁目７番15号ロイヤルメゾン201号
債務者　大村　春香（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５３号
山形県鶴岡市由良２丁目25番17号
債務者　佐藤美喜雄
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１７２号
山形県鶴岡市田麦俣字七ツ滝45番地
債務者　遠藤　　力
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１１７号
山形県酒田市新橋５丁目４番地の19
債務者　菅原　千博
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第４７９号
香川県さぬき市津田町津田990番地４
債務者　風呂　静子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５９１号
香川県高松市元山町1029番地　県住Ｃ７―404
債務者　中川　昌子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５９６号
香川県高松市伏石町1422番地18
債務者　鳴瀬　文夫
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第９８号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田749番地１、住民票上の住所福岡県京都郡みやこ町勝山黒田757番地３
債務者　上鶴　直也
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
福岡県築上郡築上町大字東築城318番地
債務者　市原　鉄也
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係